

第五次地域管理経営計画書

第三次変更計画 (安芸森林計画区)

自 平成 30 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 5 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 3 年 3 月]

四国森林管理局

第五次地域管理経営計画(安芸森林計画区)の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号)第 6 条第 9 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

- ① 平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害等による林道被害等に伴う、伐採すべき箇所として定められた箇所から林産物の搬出が困難となったことによる、施業群、主伐量、更新量の変更
- ② 密度調整が必要な林分の見直しによる間伐量の変更

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (4) 主要事業の実施に関する事項
 - ① 伐採総量
 - ② 更新総量

※ 本計画書内に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量 (単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	<u>172,751</u> 《60,327》	<u>599,057</u> (4,971)	<u>771,808</u>

注) 《 》は分収林の伐採量で内書き、()は間伐面積

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	<u>307</u>	<u>119</u>	<u>426</u>